

【基本的考え方】

- 我が国には、水俣病の重要な教訓に鑑み、世界から水銀被害を無くすため先頭に立って力を尽くすべき役割。地球規模の水銀濃度の増加が予測されており、日本人の水銀ばく露量も、現状は問題ないものの、将来的に増加する可能性。日本の取組やその国際展開を通じて、地球規模の水銀濃度の増加の抑制に貢献すべき。
- 我が国の先進的な水銀対策技術や高度な水銀リサイクルシステムが国内外で評価されるよう取り組むことにより、水銀対策を加速させることが重要。
- 包括的な水銀対策制度を創設することにより、条約を担保するとともに、追加的措置を検討すべき。

【水銀等の輸出入規制】

<輸出>

- 水銀及び**特定の水銀化合物**について原則禁止とし、許可された用途であつて最終使用者等を確認できる場合に限り許可(ただし、ASGM*用途は全面禁止)
- 非締約国向けは、人健康及び環境保護の確保を説明する証明書を厳格に審査
- 輸出後に使用状況の報告を求める**

<輸入>

- 非締約国からは一次採掘由来等でないこの証明書がある場合のみ許可

【水銀の採掘・ASGMにおける水銀等使用の禁止】

- 水銀の一次鉱出、**ASGMにおける水銀等の使用を禁止**

条約 § 3 水銀の供給源及び貿易、§ 7 ASGM

【製造工程における水銀等使用規制】

- クロルアルカリ製造等2つの製造工程**及び**
塩化ビニルモノマー製造等3つの製造工程
全てにおいて水銀等の使用を禁止

条約 § 5 水銀等を使用する製造工程

【水銀廃棄物(非鉄製錬からの水銀含有スラッジ等※)】

- 管理指針等の策定
 - 管理指針等の実施状況把握のための適切な仕組みの構築
- ※その他の水銀等廃棄物は廃掃法により措置

条約 § 4 水銀添加製品

【水銀添加製品の製造、輸出入規制】

<製造・輸出入の禁止の措置>

- 電池、ランプ、計測器(工業用 医療用)、スイッチ、リレー等の各製品について、**条約の禁止要件・廃止期限の深掘り・前倒しの検討**
- 水銀添加製品の他の製品への組込みを防止するための具体的措置の検討

<国内で流通する製品への措置>

- 製品の水銀含有に関する情報提供の実施、廃製品の分別・回収の促進**
- 国内で流通する水銀添加製品の数量の把握**

<その他の措置>

- 規制の効果の確認のための**試買調査**の実施

条約 § 10 水銀等の環境上適正な暫定的保管

【水銀等の保管等】

- 環境上適正な保管を確保するための管理指針等の策定
- 一定量(30kg)以上の水銀等を保管する者は、保管状況等を国に報告

条約 § 11 水銀廃棄物

【雑則、罰則】

- 上記各措置の遵守を確保するための必要な雑則、罰則を整備

条約 § 20 実施計画

【実施計画】

- 水銀等による環境の汚染の防止を総合的かつ計画的に推進するための各種施策を定める

* ASGM: 零細・小規模金採掘